

令和4年度町内共通プレミアム付商品券発行事業実施要領

1. 名称 東北町町内共通プレミアム付商品券発行事業
2. 目的 町内共通でのプレミアム付商品券を発行することにより、地域の活性化と商工業振興を図ることを目的とする。
3. 要綱
 - ①主 催 東北町
 - ②主 管 東北町商工会、上北町商工会
 - ③販売期間 ○1回目
令和4年8月7日(日)～令和4年9月30日(金)まで
○2回目(※商品券が残っている場合)
令和4年10月9日(日)～令和4年10月31日(月)まで

(但し、販売日初日を除き、土・日・祝日は販売しない)
 - ④販売時間 ●販売日初日 午前10時～午後3時まで
●販売日翌日以降 午前9時～午後4時まで
 - ⑤販売場所 ○東北地区
販売初日(8月7日(日)及び10月9日(日))
東北町コミュニティーセンター未来館
上記以外の販売日(土・日・祝日を除く)
東北町商工会
○上北地区
販売初日(8月7日(日)及び10月9日(日))
東北町民体育館
上記以外の販売日(土・日・祝日を除く)
上北町商工会
 - ⑥参加店 商工会員または取扱希望の事業所で取扱加盟店申込書があった事業所。(但し、商工会員外の場合は事業実態がわかる書類(確定申告書又は営業証明書等)の写しを添付する)
 - ⑦内 容
 - 1) 1セット 7,000円の商品券(1,000円券×7枚)を5,000円で販売する。
 - 2) 商品券は、共通券3枚(全店共通)と専用券4枚(小規模店専用で大型店では使用できません。)
 - 3) 商品券総額は、2億1000万円で先着の総数で30,000セッ

トとする。

4) 商品券の販売は、1人2セットで1万円までを限度とする。

(令和4年4月1日から令和4年7月1日現在東北町の住民基本台帳に登録されている東北町民に引換券を送付)尚、購入者は購入引換券の所定の欄に記入し、販売窓口で住所、氏名、生年月日が確認できる書類(運転免許証、保険証など)を提示する。(コピーは不可)家族分など代理購入の場合は、家族等の購入引換券の代理人欄に記入し持参の上、購入家族等の住所、氏名、生年月日が確認できる書類(運転免許証、保険証など)の提示が必要。

5) 商品券の使用期間は令和5年1月9日(月)までとする。

6) 商品券の使用できる場所は、参加事業所に限る。

4. 事業所における取扱いについて

① 商品券の使用に関しては、釣り銭は出さない。

② 事業所の都合により、商品券を使用できない商品がある場合は、事業所がその内容と商品名を店頭に表示する。

③ 換金受付は令和5年1月31日(火)までとする。

東北地区 毎週金曜日午前9時～午後3時まで。(但し、受付日が祭日の場合はその前日)(受付日・換金カレンダーを参照のこと)

上北地区 ●青森銀行入金(県信用以外への入金)の場合
毎週金曜日午前9時～午後3時まで(但し、受付日が祝日の場合はその前日)(受付日・換金カレンダーを参照のこと)

●青森県信用組合入金の場合

商工会発行の商品券取次依頼書と商品券を県信用上北町支店へ持参のうえ換金手続きを行う。(但し、県信用上北町支店の営業時間内とする。)

④ 換金金額は受付日の翌週金曜日に指定口座へ振込とする。(但し、県信用で換金の場合は換金当日入金とする。)

(東北町商工会・青銀乙供支店以外を指定の場合は実費手数料を徴収します。)

(上北町商工会・県信用上北支店入金・青銀上北支店以外を指定の場合は実費手数料を徴収します。)

⑤ 換金手数料は大型店が換金金額の2%、小規模事業者は無料。

ただし商工会員以外場合換金手数料は5%を徴収する。

(小規模事業者の基準は、中小企業基本法により判定します。)